大阪狭山水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規 程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

大阪広域水道企業団 企業長永藤 英 機

大阪広域水道企業団管理規程第11号

大阪狭山水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水 条例施行規程の一部を改正する規程

第1条 大阪狭山水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例 施行規程(令和3年大阪広域水道企業団管理規程第3号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定

| 次の衣の以上則の欄に掲りる規定を回衣の以上後の欄に掲りる規定 | |
|---|--|
| に下線で示すように改正する。 | |
| 改正後 | 改正前 |
| (給水装置工事の申込み) | (給水装置工事の申込み) |
| 第 4 条 (略) | 第 4 条 (略) |
| 2 (略) | 2 (略) |
| 3 条例第10条第2項の規定により、 <u>企業</u> 長が必要と認めるときは、第1項の申込 みの際、 <u>利害関係人の同意書、工事申込</u> 者の誓約書、建築確認の通知書の写し又 は建築確認済証明書の提出を求めること ができる。 | 3 条例第10条第2項の規定により、 <u>工事</u> 申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の申込みの際、 <u>当該各</u> 号に定める書類を提出するものとする。 |
| | (1) 他人の給水装置から分岐して給水 装置を設置するとき 所有者の同意書 |
| | (2) 他人の所有地を通過して給水装置 を設置するとき 土地所有者の同意書 |
| | (3) その他特別の理由があるとき 利 害関係人の同意書又は工事申込者の誓 約書 |
| | 4 前項に規定するもののほか、企業長が 必要と認めるときは、建築確認の通知書 の写し又は建築確認済証明書の提出を求 めることができる。 |
| <u>4</u> (略) | 5 (略) |

(特別な場合における料金の算定)

第19条 条例第30条第1項第1号に規定す | 第19条 条例第30条第1項第1号に規定す る計量期間の中途で給水を開始し、中止 し、若しくは停止し、又は給水装置を廃

(特別な場合における料金の算定)

る計量期間の中途で給水を開始し、中止 し、若しくは停止し、又は給水装置を廃 止したときの<u>基本料金</u>は、次に掲げると ころにより算定する。

(1) • (2) (略)

2 条例第30条第1項第2号に規定する計量期間の中途で用途に変更があったときの料金は、その都度、使用水量を計量し、算定する。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理 及び自主検査)

第29条 (略)

(1) (略)

ア 水槽の清掃を<u>毎年</u>1回<u>以上</u>、定期 に行うこと。

イ~エ (略)

(2) 前号の管理に関し、<u>毎年</u>1回<u>以上</u>、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

止したときの<u>料金</u>は、次に掲げるところにより算定する。

(1) • (2) (略)

2 条例第30条第1項第2号に規定する計量期間の中途で用途に変更があったときの料金は、<u>それぞれの用途の使用日数に応じて日割りにより</u>算定する。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理 及び自主検査)

第29条 (略)

(1) (略)

ア 水 槽 の 清 掃 を <u>1 年 以 内 ご と に</u> 1 回、定期に行うこと。

イ~エ (略)

(2) 前号の管理に関し、<u>1年以内ごと</u> <u>に</u>1回、定期に給水栓における水の 色、濁り、臭い及び味に関する検査並 びに残留塩素の有無に関する水質の検 査を行うこと。

第2条 大阪狭山水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(料金)

- 第16条 条例第26条第1項<u>又は同条第3項</u> 各号列記以外の部分の料金の計算において、金額に1円未満の端数が生じたとき は、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 条例<u>第26条第5項</u>に規定する用途の適 用基準は、次のとおりとする。

(略)

3 (略)

改正前

(料金)

- 第16条 条例第26条第1項の料金の計算に おいて、金額に1円未満の端数が生じた ときは、その端数を切り捨てるものとす る。
- 2 条例<u>第26条第4項</u>に規定する用途の適 用基準は、次のとおりとする。

(略)

3 (略)

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年10月1日から施行する。